

●福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則（案）への御意見に対する考え方

	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>希少種保全のために調査・活動をされている方々の妨げとならないようにしてほしい。<b>規制対象行為の明確化、学術研究・保全・調査についての申請手続きの簡略化</b>、もしくは<b>手続方法例の開示</b>をしてほしい</p>	<p>貴重な御意見をありがとうございます。            規制対象行為については、規則の公布により詳細を公表することとしております。            捕獲等の申請については、種の保護に資するものであるかどうか審査するため、その審査に必要な手続きをお願いすることとしております。御理解と御協力をお願いします。            なお、手続方法例の開示に関する御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>アマチュアによる調査や情報提供のモチベーションが低下しないよう、研究者や指定の民間団体だけでなく、<b>一般愛好家の採集手続きの簡略化等</b>を行ってほしい。</p>	<p>貴重な御意見をありがとうございます。            本条例の運用に当たっては、一般愛好家の方を含めた多くの県民の皆様の御協力が必要不可欠であると考えております。            指定種は、県内に生息・生育する希少種のうち、特に保護を図る必要があるものとして条例に基づき指定するものであり、そのほとんどが個体数の減少が著しい種であることが想定されます。捕獲や採取の申請については、種の保護に資するものであるかどうか審査するため、その審査に必要な手続きをお願いすることとしております。御理解と御協力をお願いいたします。</p>